

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構  
令和元年度 第3回理事会議事録

1. 開催日時 令和元年12月13日(金) 10:30~12:10
2. 開催場所 新橋ビジネスフォーラム 第一日比谷ビル8階  
東京都港区新橋1-18-21
3. 出席者  
(理事) 赤池 昭紀、菅野 純、俵木 登美子、藤垣 哲彦、堀内 龍也、  
望月 正隆、山田 勝士、吉田 武美  
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿  
(事務局) 清水 亨事務局長、鈴木 春美、山中 理恵子
4. 議案
  - ・第1号議案 ビジョン委員会の審議状況
  - ・第2号議案 一般社団法人薬学ゼミナール生涯学習センターに係る生涯研修認定制度の更新に関する件
  - ・第3号議案 一般社団法人ソーシャルユニバーシティー薬剤師生涯学習センターに係る生涯研修認定制度の更新に関する件
  - ・その他
5. 事前配付資料
  - (1) 第2号議案 一般社団法人薬学ゼミナール生涯学習センター生涯研修認定制度に関わる薬剤師認定制度に関わる評価結果総括報告書他
  - (2) 第3号議案 一般社団法人ソーシャルユニバーシティー薬剤師生涯学習センターに関わる評価結果総括報告書他
6. 当日配布資料
  - (1) 令和元年度第3回理事会開催次第
  - (2) ビジョン委員会中間報告(案)
  - (3) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構15周年記念誌発刊委員会要綱(案)

7. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者について報告を行った。理事総数12名中8名の出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。本日は齊藤監事、三輪監事が出席であることを

報告した。

理事会開会にあたって、吉田代表理事が出席への謝意を述べた。清水事務局長が事前及び当日配付資料の確認を行なった後、理事会規程第5条第3項に従い吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進めた。

齊藤監事から議案に入る前に第2回理事会議事録の確認をしたい旨の発言があり、以下の質疑に対して認証担当理事及び代表理事から回答があった。

質疑) 議事録4ページ下から2つ目のパラグラフに「受験資格は会員のみとなっている。修正が必要ではないか。」という記載がある。その回答として「受験資格は会員のみとしていることについては、確認する。」との記載がある。認証申請書記載ガイドラインによれば受験資格は「全薬剤師に門戸が開かれている」ことが必要条件となっている。第2回理事会における議論の過程で、Pの団体については受験資格は会員のみでもいいのではないかと意見もあったので、事実関係を確認にしたい。

回答：Pの特定領域については理由が明確であれば、受験資格を会員のみとすることも、オープンにすることも可能である。本制度は、会員のみとしているが問題はない。また、認定更新期間は、3年あるいは日病薬のように6年がある。これは試験、論文や症例報告などを課すために、認定申請までに時間がかかることによる。

この質疑応答に引き続き議事が進められた。

## 《審議事項》

### (1) 第1号議案 ビジョン委員会の審議状況

本議案に関して、議長より、当日配布となったことの謝意を述べ、ビジョン委員会からの中間報告であるとして、はじめに委員会設置の経緯及び開催状況を説明した。

6月28日の令和元年度定時社員総会における、特別会員の役割及び会費に関する問題点並びに理事選任のあり方についての指摘に対応するため、8月9日に令和元年度第2回臨時理事会を開催し「本法人のあり方委員会（仮称）」の設置を決定した。10月9日の令和元年度第2回理事会において、上記委員会の名称をビジョン委員会とし、本法人の事業及び運営の現状評価及び将来の方針を策定するためのビジョン委員会開催要綱が構成員の一部を変更したうえで承認された。ビジョン委員会は11月13日、14日、12月5日と3回開催された。

次いで配付された中間報告（案）に従って概要を説明した後、以下のよう

な意見交換がなされた。

- 特別会員は、薬剤師認定制度の必要性を認めその意義を高めるために本法人の設立を賛助し支援してきたので、名称は賛助会員の方がいいのではないか。定款の改定は必要となるが。
- 特別会員は本法人の設立当初からの支援組織として、大きな貢献をしている。現在は認定証発給数が増え、財政的に一時的な余裕があるかも知れないが安定的なものではなく、特別会員会費の意義を説明した上で、拠出をお願いしたらどうか。
- 特別会員に拠出を要請するに際しては、事務局を常勤化し充実する必要があることについて、その理由、維持経費及び今後の収支の見通しなどを提示する必要がある。
- 今回の医薬品医療機器等法の改正には薬局の機能区分も含まれている。施行は2021年からとはいえ、本法人への要望なども出てくるのではないか。
- かかりつけ薬剤師の認定要件には、本法人が認証する研修認定制度等の研修認定を受けていることとなっているが、今後は何を学んだか、何ができるかなど研修の質の保証も求められのではないか。
- 今回の法改正は、薬剤師業務の現状を改革しようとするものである。ビジョン委員会は未来の、次世代の薬剤師のことを議論するべきではないか。それを出来るのは、この組織しかないのではないか。  
最近出版された「薬剤師に迫るコペルニクスの転界」は、薬剤師を巡る、過去、現在を良く分析している。未来にたいしては、どうするかは記載されていないが。
- 未来志向となると大学における薬剤師教育のことも考慮しなければならないので、大きな問題であり、本法人で議論するのは難しい。
- 薬系大学、とくに私立大学では、未来の薬剤師像を提示することは現状では困難で、薬剤師国家試験に自学の学生達を合格させるのが、大きな命題の一つとなっている。
- 薬剤師のコペルニクスの転回以上の、もっと大きく医療全体の変革がありうる。少子高齢化、多死社会を生き延びるには、現状の医療システムではダメではないか。薬剤師教育においても、現在の認定制度による研修認定レベルでいいのかどうかも今後問われる。薬局も高度専門薬局と地域連携薬局と法律上大きく二つになり、研修も必要となる。薬局の認定は都道府県が行うとしても、薬剤師の生涯研修内容の質の保証に、本法人がどうか係るか、どのように行うのかは今後の課題である。

- 正会員の会費増額は望めず、特別会員は会費を拠出するメリットがないことを前提とすると、本法人は機能不全に陥っているのではないかと。2500万円程度の収入では何もできない。
- 本法人の意義の理解を求め、将来構想を考え、ミッションを実行するための組織の維持に必要な収支を明らかにしたうえで、正会員および特別会員に何を求めるかを明らかにしていく必要がある。

以上のような意見交換の後、特別会員の会費に関しては、認証機構の事務局体制の強化を図ることの必要性、そのための人的経費、財政上の収支の予測等を説明し、会費規程に従って会費拠出をお願いすることとした。

## (2) 第2号議案 一般社団法人薬学ゼミナール生涯学習センターに係る生涯研修認定制度の更新に関する件

議長より、山田認証担当理事に説明を求めた。山田認証担当理事から、事前配布資料の評価結果総括報告書、肯定的評価、評価コメント回答及び認証更新申請者（更新2回目）を基に本議案の評価経過を説明し、総合評価としては本制度を承認したいことが提案された。

齊藤監事から、本議案審議の時点で2名の理事が退席し、出席理事が6名となったことにより、定款第30条に基づく過半数に達していない。このため、理事会は成立せず、本議案の議決は出来ない旨の指摘があった。

上記指摘を受けて、議長は審議を打ち切り、本議案及び第3号議案「一般社団法人ソーシャルユニバーシティー薬剤師生涯学習センターに係る生涯研修認定制度の更新に関する件」を審議未了とした。

## 8. 閉会

以上の議事を終え、12時10分に閉会した。  
上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和元年 12 月 13 日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 三輪 亮寿 印

監 事 齊藤 勲 印